



# 平成29年度 税の申告が始まります

平成29年度の市・県民税（国民健康保険税）の申告の受け付けが日程表のとおり始まります。今回の申告は、平成28年1月1日から12月31日までの1年間の所得により税額を算出し、確定するものです。そして税額を決定するだけでなく、さまざまな行政サービスを受けたり、各種申請手続きに必要な「所得証明書」等の発行を受けるために必要な手続きです。税の申告が必要な人は、必ず申告してください。

【お問い合わせ先】 三好市役所税務課（072-7615）

【申告期間】  
期間▽2月16日～3月15日（土日除く）  
時間▽9時～12時（午前）  
13時～16時（午後）  
場所▽三好市役所2階会議室および各支所の会議室など

### 【申告の必要な方】

- 平成29年1月1日現在、三好市内に住み、平成28年中に次のいずれかに該当する人で、税務署に確定申告書を提出しない人は申告をしてください。
- ①事業（営業等・農業）、不動産、配当一時などの所得がある人
- ②給与所得者で、次に該当する人
  - ・勤務先から給与支払報告書が提出されない人
  - ・昨年中に退職した人
  - ・給与所得以外の所得があった人
  - ・社会保険料・扶養等年末調整時に

届け出なかった控除がある人  
・医療費控除を受ける人  
③公的年金等の受給者で、次に該当する人  
・公的年金等の所得以外の所得があった人  
・社会保険料控除・扶養控除・医療費控除等を受ける人

平成28年分の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書において、控除対象配偶者の有無や障害者・寡婦（寡夫）の該当について記載をしていない人  
④その他  
前年中に収入がなくても、次に該当する人は申告が必要です。  
・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険等各種行政サービスを受ける人  
・所得金額の記載がある非課税証明書の発行が必要な人 など

⑤収入内訳書（事業所得や農業所得、不動産所得のある人は、収支の経費がわかる書類（帳簿）など）  
※個人で事業を行っている人は、収支内訳書および帳簿や領収書等関連の証拠書類がないと、経費の控除を受けることができないので、必ず持参してください。  
⑥証明書・領収書（生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・長期損害保険料等の証明書や、社会保険料および医療費等の領収書）  
※平成28年1月1日から12月31日までに支払ったものに限ります。  
※社会保険料とは、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料等の掛け金です。  
※医療費等の領収書は、控除対象のものを精査し、まとめたものを持参してください。

【申告の必要のない方】  
①税務署に確定申告書を提出する人  
②平成28年中の所得が給与所得のみで、年末調整を済ませている人  
③公的年金等を受給している人で、平成28年分の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書において、控除対象配偶者の有無や障害者・寡婦（寡夫）の該当について既に記載をしている人

### 【申告に持参するもの】

- ①印鑑
- ②本人のマイナンバーを確認できるもの（マイナンバーカード（個人番号カード）・通知カード・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）のいずれか1つ
- ③本人確認書類
- ④給与・年金等の源泉徴収票
- ⑤収入内訳書（事業所得や農業所得、不動産所得のある人は、収支の経費がわかる書類（帳簿）など）
- ⑥証明書・領収書（生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・長期損害保険料等の証明書や、社会保険料および医療費等の領収書）

【個人住民税の特別徴収を実施されていない事業主の方へ】  
徳島県と県内全市町村が連携して、個人住民税の特別徴収（給与天引き）を実施していない事業主の方へ、特別徴収への移行を依頼しております。  
給与支払いを行う事業者は、所得税を源泉徴収している場合、地方税及び市条例の規定により原則として個人住民税を特別徴収していただくことになっていきます。  
特別徴収を実施されていない事業主の方におかれましては、従業員の方々の利便性や法律の趣旨をご理解いただき特別徴収に移行していただくようお願いいたします。

## 申告期間 2.16▶3.15 税の申告をお忘れなく！

### 平成29年度 市県民税・国民健康保険税申告日程表

| 日  | 曜日 | 市   |  |                       |                     |                    |                  |
|----|----|---|--|-----------------------|---------------------|--------------------|------------------|
|    |    | 池田  | 三野                                     | 山城                    | 井川                  | 東祖谷                | 西祖谷              |
| 16 | 木  | 午前 水木町 池田ニュータウン 供養地東 供養地西 町宮ヤマダ<br>午後 島東 島西 島南  | 清水<br>(南 中 北)                          | 大和川 若山                | 正夫 大森<br>吹          | 和田 小島<br>佐野 高野     | 有瀬               |
| 17 | 金  | 午前 提宮下 新町東 新町中 新町西 南新町中 南新町北<br>午後 南新町東 南新町西 親愛会 南新町ハヤシ 南新町南                            | 清水<br>(西の東 西の西)<br>上野 ふるさと団地           | 下川                    | 倉石 大久保<br>松舟 下久保    | 釣井 今井              | 上吾橋<br>東山        |
| 20 | 月  | 午前 南新町上町 北新町東 北新町西 新東町<br>午後 東町 本町 中町 谷町  | 加茂野宮<br>(里東 里西)                        | 大川持 岩戸<br>引地<br>未貞 川口 | 知行 冬桜<br>平 岩坂<br>馬場 | 新居屋<br>元井 大西       | 下吾橋<br>南山        |
| 21 | 火  | 午前 鍛冶屋町 東中通二 杉尾通 西町東部 中通<br>午後 大通昭和 庚申町 西町本部 西町大通 栄町東部<br>栄町西部 柳川東 柳川西 高友               | 加茂野宮<br>(東王地 西王地)<br>王地団地<br>ふるさと団地    | 大月 政友<br>瀬貝<br>脇 柴川   | 駒倉 下影<br>野住 荒倉      | 若林 大枝              | 土日浦<br>榎         |
| 22 | 水  | 午前 銀座東 銀座中 銀座西 弥生<br>午後 駅前北 駅前南 駅前西 矢塚町 西中通三  | 勢力<br>(東 本地 中)                         | 大谷 佐連 茂地<br>小川谷       | 向 井内坊<br>中津 吉木      | 下浦<br>京上 林         | 徳善<br>徳善北<br>徳善西 |
| 23 | 木  | 午前 新地東部 新地大通 大通西 上野大通 大道<br>午後 御幸町東 御幸町西 上野中大通 上野中部                                     | 勢力<br>(西 上野)                           | 大野                    | 馬路 西ノ浦<br>色原 北地     | 阿佐<br>麦生土          | 西岡<br>西岡向<br>東西岡 |
| 24 | 金  | 午前 丸山町北 丸山町南 丸山町中 丸山町西<br>午後 新山 新山第2 板野 イタノ団地   | 芝生<br>(門所 上東 上西)                       | 信正                    | 尾越 杉ノ木<br>段地 安田     | 櫻尾 小川<br>梅の峰<br>古味 | 後山<br>後山西<br>後山向 |
| 27 | 月  | 午前 新生会 池南東2 池南東<br>午後 池南南 池南北 池南西   | 芝生<br>(中東 中西 栄町)                       | 八千坊 黒川<br>寺野 相川       | 旭町<br>浜東 浜西         | 下瀬<br>栗枝渡<br>奥ノ井   | 今久保<br>開定<br>中尾  |
| 28 | 火  | 午前 東部 東部第2 中部1 中部2 土用<br>午後 西部第2 上ノ段 下ノ段 西部北 西部南 中津                                     | 芝生<br>(東町 東新町)<br>本町 仲町                | 頼広 赤谷 平野<br>国政        | 新町 仲ノ町<br>本町        | 釜ヶ谷<br>中上 豊原       | 善徳               |
| 1  | 水  | 午前 西山浜 落 舟原 中尾 下ノ口ウチ東 下ノ口ウチ西<br>午後 只安 安広 洞草 入体 峯ノ久保 木屋床                                 | 芝生<br>(西町 西新町)<br>坂ノ上 若芝台              | 重実 中野<br>有宮 白川        | 井関 向坂<br>流堂         | 九鬼 西山<br>久保全域      | 一字<br>田ノ内        |
| 2  | 木  | 午前 本名上 本名下 五野 黒川 宮石 大申下 大申上<br>出合 石内上 石内下 上尾後 下尾後<br>午後 大利空 大利西 大利八幡 大利込 京田 西谷 山貝<br>千足 | 芝生<br>(団地全域)<br>深淵                     | 光兼 仏子<br>尾又 粟山        | 西新町西<br>西新町東        | 落合全域               | 尾井ノ内<br>戸ノ谷      |
| 3  | 金  | 午前 中津川 北谷 南谷 小林 越替 大川南<br>大川北 正夫 影野 明瀬<br>午後 高戸星 久保 中西南                                 | 太刀野<br>(東川原全域)                         | 大津 峯<br>上西宇           | 中村<br>三櫻尾           | 菅生 名碩              | 冥地 重末            |
| 6  | 月  | 午前 川崎込 川崎空東 川崎空西<br>午後 中一 中二 漆川橋  | 太刀野<br>(谷東 中条)<br>太刀野団地                | 津屋 平<br>平上            | 女法寺 吉本<br>北内        |                    | 小祖谷<br>坂瀬<br>下名  |
| 7  | 火  | 午前 大田 久尾 宮平 国畑 梅ノ谷<br>午後 北一 北二 北三   | 太刀野<br>(西の久保 原)                        | 上名影 羽瀬<br>水無 内六       | 出ノ上 森               |                    |                  |
| 8  | 水  | 午前 高毛 沼谷 大宗 有安 境谷<br>午後 林 和田 宮 中央 中西 上  | 太刀野山<br>(花園団地)<br>花園全域                 | 赤野 柿野尾<br>大川 下名団地     | 近金 長尾<br>里川         |                    |                  |
| 9  | 木  | 午前 境宮 上浦 峯友 双子布 大泉<br>午後 朝日 堂面 日の出 天神 宮ノ下   | 太刀野山<br>(大屋敷 藤黒)<br>大平 中屋東<br>中屋西 栗林   | 日浦 下名影<br>南日浦         | 相知<br>相知台<br>西井川坊   |                    |                  |
| 10 | 金  | 午前 大和川 フココバ 仙野 白地峰 敷ノ上<br>午後 橋ノ谷 三好橋 城  | 太刀野山<br>(川又東 川又西)<br>田野々               |                       | 須賀 末<br>吉野川団地       |                    |                  |
| 13 | 月  | 午前 馬場東 馬場中央 馬場西<br>午後 井ノ久保東 井ノ久保旭 井ノ久保栗野 井ノ久保上  | 太刀野山<br>(土釜 井の久保)<br>馬瓶 東谷<br>加茂野宮(滝奥) |                       |                     |                    |                  |
| 14 | 火  | 午前 ノロウチ下 ノロウチ中 ノロウチ上<br>午後 大西 中 栄 天神丁 北名 光陽台  |  |                       |                     |                    |                  |

※ 申告会場の混雑が予想されますので、可能な限り、日程表の日時に申告会場で申告を行ってください。  
※ 3月15日は予備日となっております。